



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

平成 30 年 7 月 第 1 回市長定例記者会見

- ・日時 平成 30 年 7 月 2 日 (月)
午後 1 時
- ・場所 市役所本庁舎第 2 応接会議室

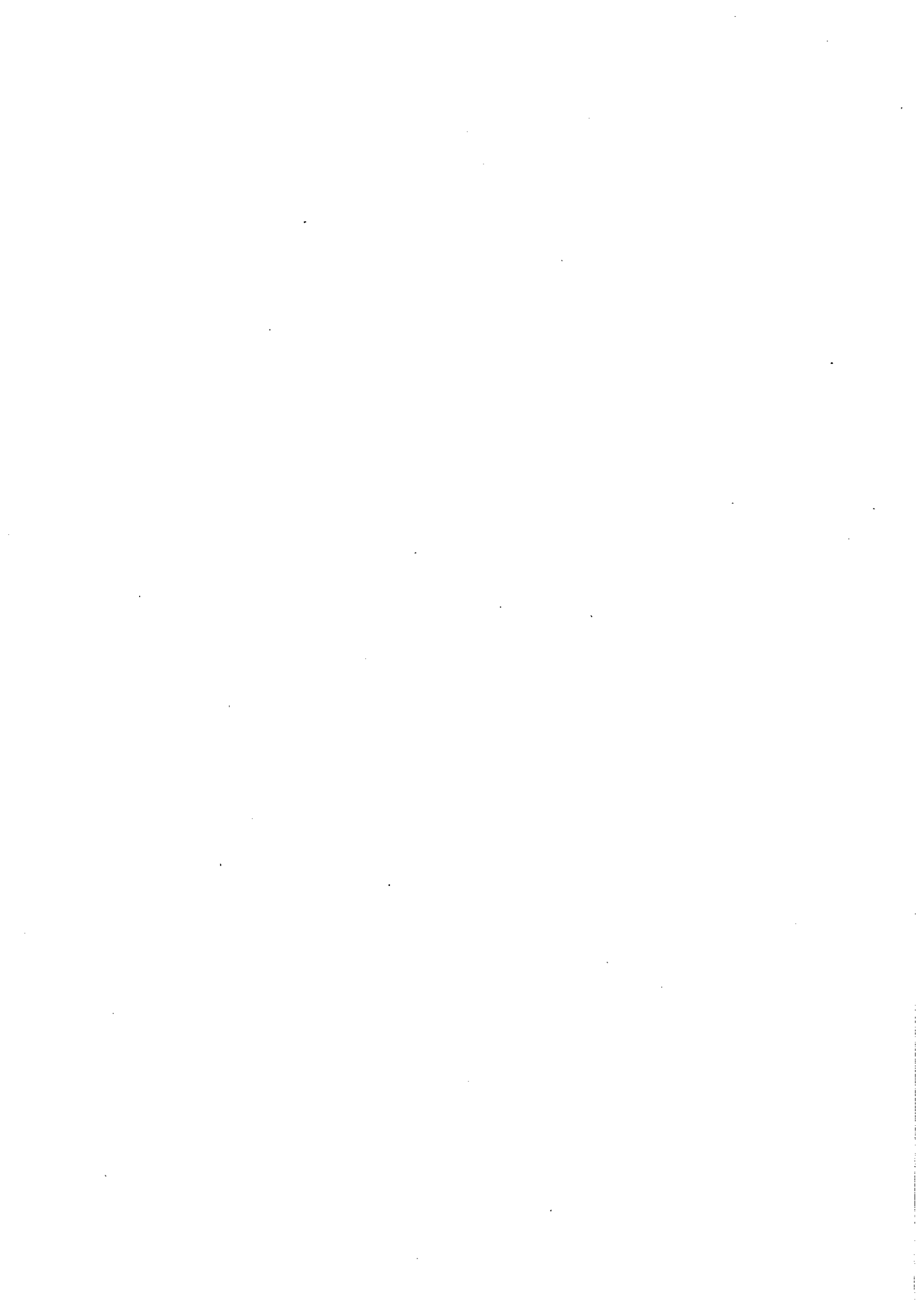
1 農振除外事務の迅速化について (資料 1)

その他資料提供

- ・しぶかわ桜まつりフォトコンテストの入賞作品の発表及び展示について (資料 2)
- ・三原田小学校児童による花の植え付けについて (資料 3)
- ・古代米作り体験教室の実施について (資料 4)

○次回開催予定

日時：平成 30 年 7 月 9 日 (月) 午後 1 時
場所：本庁舎第 2 応接会議室

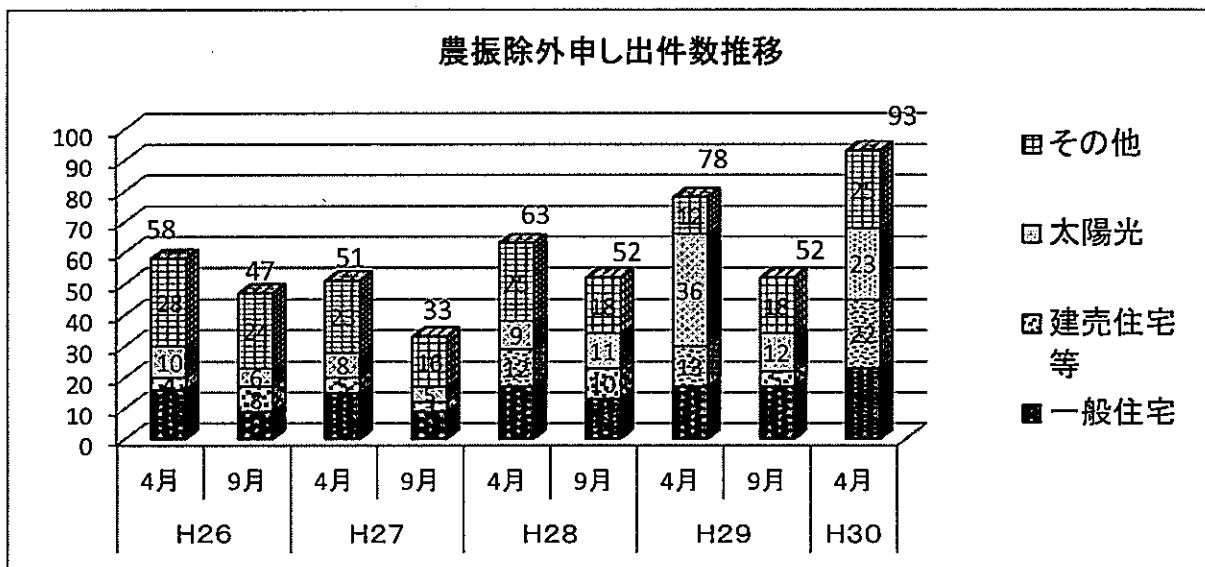


農振除外申し出受付数の推移

農振除外申し出受付件数

単位:件

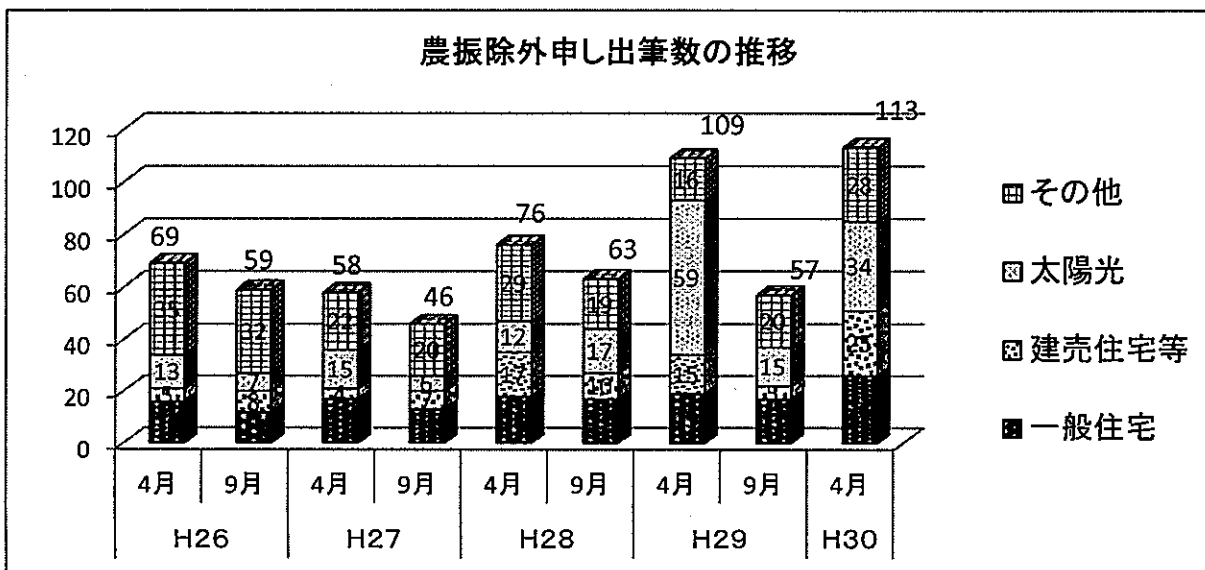
除外目的	H26		H27		H28		H29		H30
	4月	9月	4月	9月	4月	9月	4月	9月	4月
一般住宅	16	9	15	9	17	13	17	17	23
建売住宅等	4	8	5	3	12	10	13	5	22
太陽光	10	6	8	5	9	11	36	12	23
その他	28	24	23	16	25	18	12	18	25
合計	58	47	51	33	63	52	78	52	93



農振除外申し出筆数

単位:筆

除外目的	H26		H27		H28		H29		H30
	4月	9月	4月	9月	4月	9月	4月	9月	4月
一般住宅	16	12	17	13	18	17	19	17	26
建売住宅等	5	8	4	7	17	10	15	5	25
太陽光	13	7	15	6	12	17	59	15	34
その他	35	32	22	20	29	19	16	20	28
合計	69	59	58	46	76	63	109	57	113



農振法第13条第2項の規定による5要件整理に関するチェックリスト（渋川市）

農振法第13条第2項

農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限りすることができる。

- | |
|---|
| 1 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。 |
|---|

（1）「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」と認められるか。

- 利用目的に必要があり、計画に確実性があるか。
 - ・単に事業計画が明らかにされているだけでなく、借地を返却、事業拡大等、当該事業が必要とする理由及び当該土地を選定せざるを得ない理由を確認。
 - ・建売分譲住宅は除外済み地（少なくとも過去1年間）の転用状況、その他の在庫及び過去の年間平均の販売実績を確認。
 - ・事業拡大の場合は既存施設の利用状況（位置、面積、既存施設の敷地内に利用可能なスペースがないか等。）移転の場合は跡地の利用計画を確認。
 - ・太陽光発電施設は、添付書類に「事業計画認定通知書」があるかを確認。また、土地利用計画図で発電設備等（送電柱、フェンスなどの付帯設備含む）の配置を確認。
- 農地転用許可が必要な場合、その見込みがあるか。
 - ・第1種農地の場合は不許可の例外規定、第2種農地または第3種農地の場合は農地区分の判断根拠を確認。
- 開発許可が必要な場合、その見込みがあるか。その他の許認可が必要な場合、その見込みがあるか。
- 土地利用計画図により、必要最小限の面積と確認したか。
 - ・施設平面図等により、施設の建築面積、整備される設備、作業スペース等が、利用計画に見合った妥当な規模であると確認できるか。
 - ・説明のない空き地等利用しない部分、将来の利用を見込んだ部分はないか。
 - ・駐車場や作業スペースの必要面積の判断にあたっては、当該施設、事業における従業員数（交代制職場は最大時の人数）、関係者数、収容人数、車両台数等、具体的な数量に基づいた積算根拠により、通常必要とされる妥当な規模であると認められるか。
 - ・既存施設等、農用地区域外の土地と併せて利用することで、除外目的を少なくする余地はないか。
 - ・既存施設等と併せて利用する場合は全体計画を図示。

（2）「農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難」と認められるか。

- 土地所有者またはその親族等が利用する場合、他に所有地（農地以外を含む。）がないか。
 - ・所有地に、未利用地や白地農地、除外後未転用地はないか。
 - ・他の所有地がある場合、所有地一覧により、他に利用可能な土地がないことを確認。
 - ・他の各所有地について、代替できない理由を確認。実家敷地内等に代替できる余裕がないかも確認。
 - ・必要に応じて、各所有地の位置図、各所有地周辺の土地利用状況等を図示。
- 他人の土地を利用する場合、利用地選定理由は妥当か。
 - ・どういう条件で地域を選定し、その地域内で検討した候補地がどこで、その候補地の中で、なぜ申出地を選んだか、農用地区域外に適地がないこと、農用地区域内の申出地が適地になる明確な理由があるか。
 - ・必要に応じて、候補地の位置図、位置選定検討表等、申出地に至るまでの経緯を作成。
 - ・申出地周辺の農振図により、周辺に、未利用地や白地農地、除外後未転用地はないかを確認。白地農地等がある場合、これらの土地を利用できない理由を確認。
- 申出地の周辺（土地所有者または土地利用者の所有地以外を含む。）に、市街化区域や用途地域で代替できる土地がないか。
- 隣接する土地と併せて利用することで、除外面積を少なくできる他の土地はないか。

2 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- 集団的農用地の中央部や、集団的農用地を分断する配置ではないか。
 - ・ 集団的農用地に辺縁部に位置していない、又は集団的農地を分断するような場合、集団的農用地の辺縁部への誘導、集団的農用地を分断しない形状への見直しができないか。
 - ・ 見直しできない場合、周辺の農用地の集団性に支障がないか。
 - ・ 除外により、周辺の集団的農用地に新たな開発を誘導するおそれはないか。
- 申出地の除外により、周辺地域の土地利用の混在化や、集団農地が小規模に分断されるなど、営農に支障が生じる農用地がないか。
 - ・ 農地と非農地が混在する虫食いの除外ではないか。
 - ・ 除外により、周辺農地への通作や農業用機械による耕作、病害虫防除等に支障がでるおそれはないか。
 - ・ 除外する土地の位置、形状等を見直しする必要はないか。
- 申出地の除外により、周辺の農用地の日照、通風等に支障がないか。
- 申出地が分筆される場合、残地の農地をどのように利用するのか。残地の農地の利用に支障はないか。
- 農用地の集団化、農作業の効率化等に適していると考えられる土地・地域ではないか。

3 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積・集約化に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- 現に利用権設定等がなく、今後も、利用権設定等が予定されていないか。
 - ・ 農用地利用集積計画又は農業委員会が行う農用地のあっせん等に関する資料等に基づき確認。
 - ・ 利用権設定等がある場合、借り手の了解が得られており、具体的な合意解約の時期も決められているか。合意解約した場合に、認定農業者等の農業経営への支障がないといえるか。
- 周辺に利用権設定等されている土地がないか。
 - ・ 利用権設定等がある場合、認定農業者等への農地の集積・集約化や経営改善計画に支障を及ぼすおそれがないか。
 - ・ 当該集落・地域における担い手への農地の集積・集約化の状況を確認。

4 当該変更により、農用地区域内の第3条第3号の施設（農用地又は混牧林地の保全又は利用上必要な施設）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- 申請地周辺に、農業用排水路等の施設はないか。ある場合、施設の覆蓋、付け替え等が必要にならないか。
 - ・ 付け替え等が必要な場合、管理者との協議状況及び対策方法を確認。
- 雨水、生活雑排水等の処理方法は、施設の有する機能に支障が生じないよう措置されているか。
- 土砂や汚濁水等が、隣接地又は農業用排水路へ流出しないよう措置されているか。

5 当該変更に係る土地が第10条第3項第2号に掲げる土地（土地改良事業等の施工に係る区域内にある土地）に該当する場合にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合（工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過）していること。

- 土地改良事業等の施工区域内の場合、工事完了の日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しているか。
 - ・ 事業名、事業年度、工事完了公告日及び工事完了日を確認。

資料2

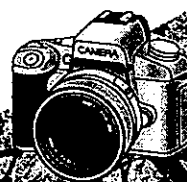
担当：建設部都市計画課 管理係 田村 祥央 電話0279-22-2073 内線4786

件名：しぶかわ桜まつりフォトコンテストの入賞作品の 発表及び展示について

- 1 目的 3,000本の桜を有する渋川市総合公園（渋川（明保野）4230）を広く周知することを目的とした企画です。
- 2 内容 渋川市総合公園の桜をテーマとして募集した、写真作品の賞発表及び展示を行います。
- 3 事業の概要
○しぶかわ桜まつりフォトコンテスト
渋川市総合公園の桜をテーマとして写真作品を募集し、渋川市の魅力発信の観点から、桜まつり実行委員会及び群馬県写真材料商組合渋川支部が作品の審査をします。入賞作品については市役所第二庁舎2階あじさいサロンで賞発表及び展示を行います。展示期間は平成30年7月10日（火）から7月20日（金）までとなります。
- 4 主催 しぶかわ桜まつり実行委員会
- 5 共催 渋川商工会議所青年部
- 6 後援 渋川市
群馬県写真材料商組合
群馬県写真材料商組合渋川支部

桜 渋川市総合公園 2018 フォトコンテスト

作品
募集



2017
入選作品

募
集
要
項

- テーマ** 渋川市総合公園の桜をテーマとした写真
- 応募期間** 平成30年5月31日(木)まで
- 応募規定** どなたでも応募できます。(プロ・アマ問いません)応募者本人が著作権を有している自作・未発表のものに限ります。部門ごとに1人3作品まで応募可能です。入賞は1人1作品とします。プリントした写真を応募作品として提出してください。
- 応募部門**
 ■四切サイズ部門(305 mm × 254 mm)
 ■Lサイズ部門(127 mm × 89 mm)
- 応募方法** 応募作品の裏面に、必要事項(住所、氏名、電話番号、題名、撮影年月日等)を明記した応募票(※別紙)を貼り、応募先まで直接持参してください。実行委員会への郵送による応募も可能です。郵送の場合は応募期間内の消印有効とします。必要事項が記載されていれば、応募票でなくても可とします。選外作品について郵送による返却を希望される場合には、応募時に返却用封筒(切手貼付、住所・氏名明記)を同封してください。
- 審査方法** 渋川市の魅力発信の観点から実行委員会および群馬県写真材料商組合渋川支部が審査します。
- 賞発表** 各部門 最優秀賞1名、優秀賞2名、学生賞3名および、市長賞1名、渋川商工会議所会頭賞1名、渋川商工会議所青年部会長賞1名(入賞者には副賞有)
 入賞者への通知のほか、市ホームページで発表します。また、市役所などで入賞作品の展示を予定しています。

注
意
事
項

- ◆合成・加工処理した写真は不可、インクジェットプリンターで印刷したものも不可とします。
- ◆データでの応募は不可とします。
- ◆入賞者は、写真データまたはネガ・ポジを実行委員会に提供することとします。入賞作品の返却はできません。
- ◆被写体の肖像権に関する問題が生じた場合、実行委員会は一切の責任を負いかねます。
- ◆公序良俗に反する作品は審査対象外とします。
- ◆入選作品の著作権は応募者に帰属しますが、その使用权(展示、ホームページなど、総合公園の魅力発信を目的とした使用)は実行委員会に属します。

渋川市総合公園桜フォトコンテスト応募票

学校名	(学生の場合は記載)		
ふりがな 氏名	性別	男・女	
	年齢	歳	
住所	〒 (電話番号)		
題名	撮影年月日		
選外作品の取扱 希望の方法に○印		返却希望加盟店名	
加盟店経由 での返却	郵送による 返却(※)	返却不要	

記載いただいた個人情報はフォトコンテスト以外の目的で使用しません。
 ※ 郵送返却希望の場合、必ず返却用封筒(切手貼付、住所・氏名明記)を同封の上ご応募ください。

問い合わせ・応募先

しづかわ桜まつり実行委員会
 〒377-0008 群馬県渋川市渋川 2536-2
 (渋川商工会議所内 Tel.0279-25-1311)
 群馬県写真材料商組合渋川支部加盟店
 (アート写真、オバタ写真材料店、加藤カメラ、モトキカメラ総合館)

主催者等

主催 しづかわ桜まつり実行委員会
 共催 渋川商工会議所青年部
 後援 渋川市、群馬県写真材料商組合
 群馬県写真材料商組合渋川支部

資料3

担当：建設部都市計画課管理係 山本怜 電話0279-22-2073 内線4786

件名：三原田小学校児童による花の植え付けについて

- 1 目的 市では、「花で包む未来の渋川」事業を推進し、いつでもどこかで花のあるまちづくりを目指しています。これを実現するために花や緑の育成を通じて、様々な主体が協働し、地域間交流を深めながら、コミュニティを創造する仕組みづくりを行います。
- 2 内容 三原田小学校児童が、県立吾妻中央高等学校の指導、協力のもとで、植付けの作業を行います。
- 3 事業の概要 (1) 種まき実施日 平成30年7月3日(火) 14:00～
(2) 実施場所 赤城健康公園

資料4

担当：教育部文化財保護課文化財保護係 大澤由香里 電話0279-52-2102

件名：古代米作り体験教室の実施について

1 目 的

古代米を栽培することにより、古代人の生活や文化に関心を持ってもらうとともに、稲作の体験を通じて、普段何気なく食べている米の生産過程を知り、子どもたちに収穫の喜びを体験してもらうことを目的とします。

2 実施日程

- (1) と き ①田植え 平成30年 7月 7日(土) 午前9時から
②稲刈り 平成30年11月10日(土) 午前9時から
③収穫祭 平成30年12月 1日(土) 午前9時から
- (2) と ころ ①② 半田早尾神社西側水田
③ 古巻公民館
- (3) 参 加 費 無料
- (4) 参 加 者 81名(内訳：一般54名、古巻中学校生徒27名)
*募集済みです

3 内 容

- ①田植え 古代の衣装である貫頭衣(かんとうい)を着用して、はだしで水田に入ります。泥の感触を楽しみながら、一列に並び苗を植えます。
- ②稲刈り 弥生時代の稲刈りの道具である石包丁を使って穂を摘んだり、鎌を使って稲を刈ったりします。また、人力で脱穀ができる足踏式脱穀機の体験も行います。
- ③収穫祭 参加者が自ら田植えをし収穫した古代米を使用し、カレーや赤飯、もち等を作り、皆で味わいます。

4 主 催

渋川市教育委員会

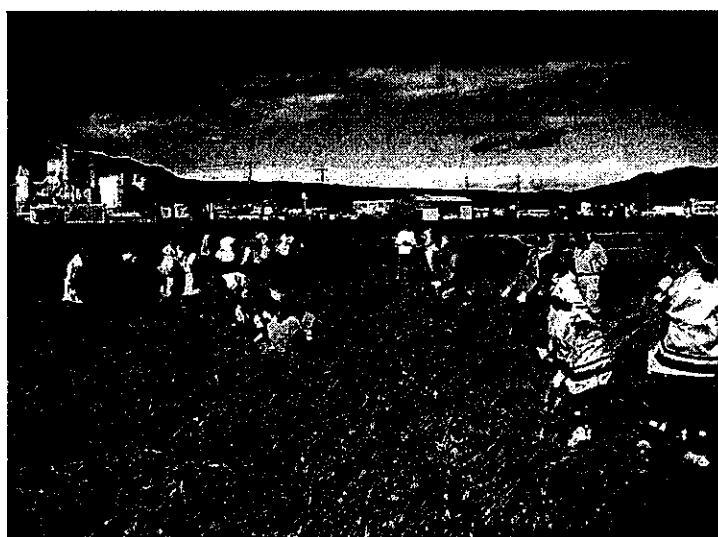
5 主 管

古代米作り体験教室実行委員会

【参考写真】過去の「古代米づくり体験教室」の様子



田植え



稲刈り



収穫祭

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
7月2日(月)	9:00	庁議	第1応接会議室	新政策課
	10:30	第68回「社会を明るくする運動」内閣総理大臣及び群馬県更生保護女性会員からのメッセージ伝達式	大会議室	社会福祉課
	13:00	定例記者会見	第2応接会議室	新政策課
	15:00	第31回たびの日いかほ感謝デー	市営物産駐車場	観光課
7月3日(火)	10:00	水道週間「小・中学生ポスター・作文コンクール」最終審査	市長室	水道課
	13:30	渋川市女性団体連絡協議会懇談会	第二庁舎204会議室	生涯学習課
	15:00	第1回渋川市青少年問題協議会	第二庁舎202会議室	生涯学習課
7月4日(水)	9:00	第2回渋川市行政改革推進本部会議	第1応接会議室	行政改革推進課
	10:00	赤城西麓用水営農推進協議会第26回通常総会	赤城西麓土地改良区	土地改良課
	13:30	渋川市健康づくり推進協議会	保健センター	健康管理課
	15:00	渋川警察署管内交通指導員実務研修会	金島ふれあいセンター	交通政策課
7月5日(木)	18:00	渋川警察署管内交通指導員実務研修会懇親会	ホワイトパーク	交通政策課
	9:00	道路標識・道路反射鏡等の清掃作業の実施に係る出発式	本庁舎駐車場	土木維持課
	9:30	第1回渋川市提案型市民協働事業審査委員会	第1応接会議室	新政策課
7月5日(木)	13:30	広域組合管理者・副管理者会議	広域組合大会議室	広域組合 総務課
	7月6日(金)	10:30	台湾フェアin群馬2018	県庁1階北ロビー
12:00		山野草展 見学	中央公民館	
13:30		緑化推進委員会通常総会	渋川合同庁舎302会議室	都市計画課
14:30		渋川地区林業振興協会通常総会	渋川合同庁舎302会議室	農林課
7月6日(金)	18:30	台湾・台南市長表敬訪問	和心の宿オーモリ	観光課
	7月7日(土)			
7月8日(日)		11:00	渋川北群馬地域の農産物・観光PR in高崎駅2018夏	高崎駅中央コンコートイベントスクエア
	14:00	第7回ゆきの会歌謡祭	上州物産館	
7月9日(月)	9:00	庁議	第1応接会議室	新政策課
	終了後	第5回渋川市人口減少対策本部会議	第1応接会議室	新政策課
	13:00	定例記者会見	第2応接会議室	新政策課
	16:00	夏の県民交通安全運動・一斉街頭指導	市民会館前	交通政策課